

指宿市立図書館運営方針（案）に関する意見等 及び当該意見等に対する教育委員会の考え方

No	頁	該当箇所	市民等から提出された 意見等（※1）	意見等に対する 教育委員会の考え方
1	10	方針Ⅲ 必要な情報を収集・管理・活用し、発信する図書館	<p>図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）への参加を検討されたらいかがでしょうか。</p> <p>令和4年4月現在、約57万点（うち図書36万点）の資料が個人にもインターネット公開されていますが、ほかに公開されていない約152万点（令和4年5月現在）の資料が参加図書館で利用できます。</p> <p>指宿市立図書館の蔵書数約16万冊の10倍の蔵書数が利用できるとも言えます。</p> <p>ログイン・複写サービスの事務処理が増えることになりスタッフの負担になるかもしれませんが、中央・地方の地域間格差を解消する一助になると思います。</p>	<p>ご意見のとおり、「(1)課題解決のために必要な情報や新しい知識を得られる図書館を目指します」の中に、次の文章を追加いたします。</p> <p>「○更なる図書館資料の充実を図るため、図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）*4の導入を検討します。」</p> <p>「*4 国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館（国立国会図書館の承認を受けた図書館に限る。）の館内で利用できるサービスのこと。」</p>

※1 提出された意見等は、その意見等の趣旨から外れないように要約等してあります。